

経過措置期間終了まで1年を切りました！対応はお済みでしょうか？

JIS T 0601改正に伴う評価・試験のご案内

平素より大変お世話になっております。

既にご存知の通り2023年2月に発行された新規格への経過措置期間が**2026年2月24日**で終了します。対応の遅れが重大なリスクを招く可能性があります。

経過措置期間終了以降も販売を継続する際は下記の**新規格への適合が必須となります**。

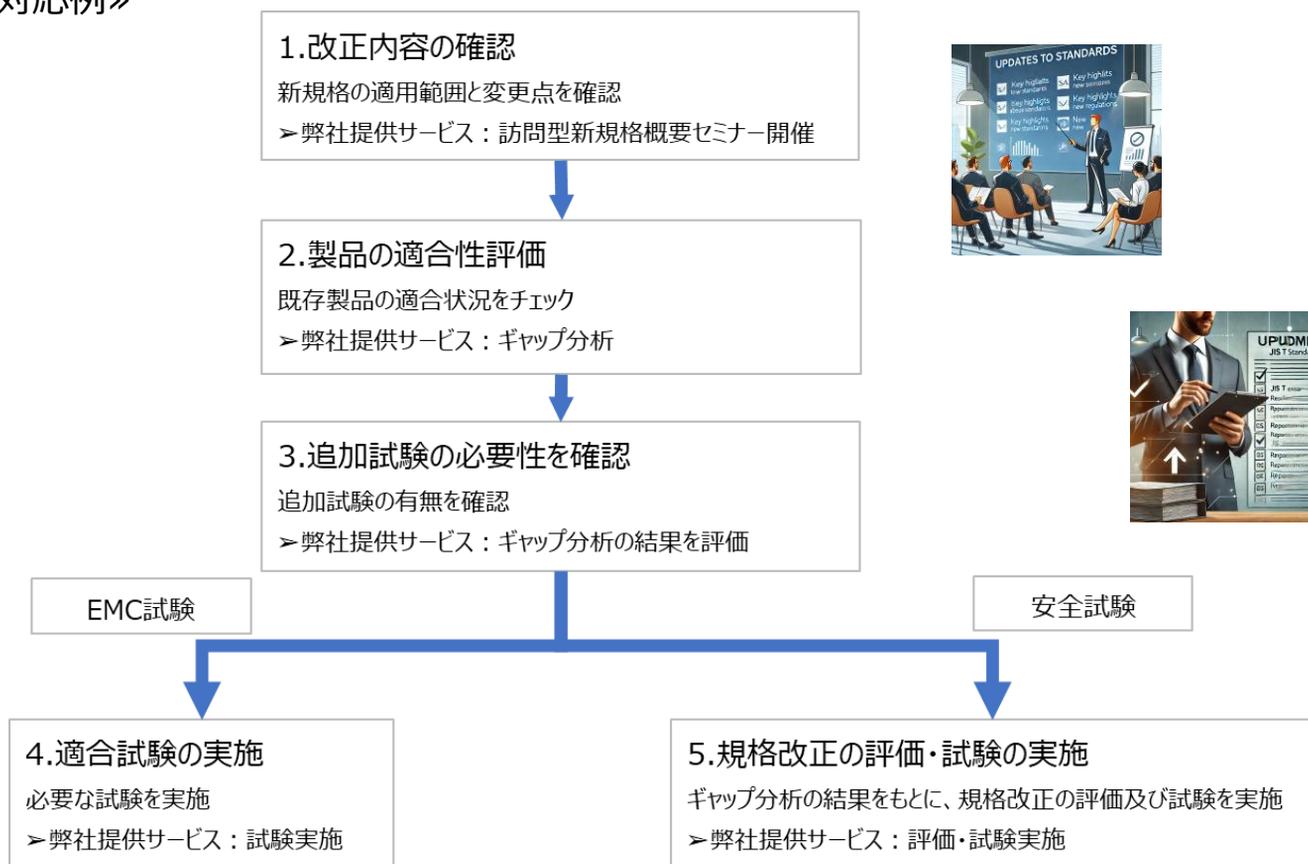
《新規格》

- ・JIS T 0601-1:2023
- ・JIS T 0601-1-2:2023
- ・JIS T 60601-1-6:2023

弊社では規格改正に伴う評価・試験サービスを実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

期限間近にはお申し込みが集中する恐れがあります。また、製品によっては評価・試験にお時間を要する場合があります、ご希望のスケジュールでの対応が難しくなる場合がございます。ぜひお早めにご相談ください。

《対応例》



※上記は一例になります。状況により内容が変更となる場合がございます。



お問い合わせ先： ナノテックシュピンドラー株式会社 セールス&マーケティング部

TEL : 04-7135-8000 e-mail : ps@nanotecspindler.com

<http://www.nanotecspindler.com>

